



RIETI Discussion Paper Series 24-J-006

SDGs実現に向けたFTAの役割

高木 誠司
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

SDGs 実現に向けた FTA の役割*

高木誠司（経済産業研究所コンサルティング・フェロー）

要 旨

本稿は、SDGs の実現に向けた FTA の貢献を、日本がメンバーとなっている 3 つのメガ FTA を事例として分析し、現状の貢献の状況及び今後の更なる貢献の可能性を分析するものである。まず、SDGs の 17 目標 169 ターゲットには国際通商関係の直接の言及は少ないが、SDGs に関連した交渉全体を踏まえると、FTA の主たる目的の貿易自由化等自体の SDGs への貢献は大きいものと評価できる。そして、3FTA の具体的内容を分析すると、3FTA とともに、多くの SDGs に貢献する規定を有していることがわかる。CPTPP、日 EU・EPA においては、SDGs に貢献する、環境、労働、透明性など新しい分野の規定を多く有している。他方、RCEP は、他の 2FTA に比べると、新しい分野の規定は限定的だが、途上国配慮や協力分野でより強化された規定を有している。このように、3FTA を見ても、現行 FTA 協定において幅広い分野で SDGs への貢献が見られるが、既存 FTA のメンバー拡大、内容改善、新規 FTA の締結などにより、FTA による SDGs への今後の貢献の拡大が考えられる。また、FTA に類似した、貿易自由化を含まない経済協定による SDGs への貢献も今後とも拡大の余地が大きい。SDGs に貢献する FTA の規律には、法的拘束力の弱い規定や協力規定なども多いが、これらについては、今後の実践の中で貢献の程度・評価が定まってくるものと考えられる。

キーワード：SDGs、貿易自由化、FTA、CPTPP、日 EU・EPA、RCEP

JEL classification: : F13, F18, F23, F53, J83

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「持続可能性を基軸とする国際通商法システムの再構築」の成果の一部である。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものである。検討会参加者からの有益なコメントに感謝したい。

1. はじめに

現在のグローバルな課題の中で、持続可能な開発をいかに進めていくのかという課題は、最も重要なものの一つとなっている。持続可能な開発を主たる目標とはしていなかった国際通商法の世界でも、いろいろな協定が、持続可能な開発に対して如何なる貢献をしているかについて考えることの重要性が高まってきている。WTOにおいても、設立協定前文で、途上国への配慮を含め、持続可能な開発の重要性について明確に述べ、関連の議論が行われている。また、様々な自由貿易協定（FTA）においても、レベルは様々だが、持続可能な開発に貢献するような内容が協定に含まれるようになってきている。

持続可能な開発という言葉に何が含まれるかを考える上では、2015年に国連総会で採択された、¹「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）に含まれる「持続可能な開発目標」（SDGs）は重要な位置を占めていると思われる。そこで、後述のとおり、少し幅広くSDGsを捉えながら、SDGs実現に向けたFTAの役割を分析したい。

本稿では、SDGsに関して理解を深めるべく、簡単に交渉経緯を振り返り、SDGsの観点からFTAの貢献を考える上で、注意すべき点を整理する。その上で、SDGsへのFTAの貢献の現状を、日本が関与した3つの、いわゆるメガFTAを例として取り上げながら、分析したい。また、その分析を踏まえ、今後の持続可能な発展の進展に向けた、FTA等の更なる貢献の可能性についても検討してみたい。

2. SDGs交渉の概要とFTAの役割を評価する上での注意点

（1）²SDGs交渉の概要

SDGsは、途上国開発の目標である、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継目標の検討という流れと、環境対応などの持続可能な開発の議論の進展の流れの2つの流れが合流して、合意されたものとなっている。SDGsの検討は、前述の2つの流れが途中で合流したこともあり、通常の国際的な交渉プロセスとは異なり、事前に決められたプロセスにのって行われたものではなかった。検討プロセスが進むのと並行して、検討プロセスの組み合わせとその重要度が徐々に決まっていった。2013年中頃の段階では、既にポストMDGsの議論がある程度進んでおり、その議論プロセスがSDGs合意に向けた中心プロセ

¹ 外務省ウェブサイトにある2030アジェンダ仮訳版

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402_2.pdf) を利用しており、SDGsは、15頁～29頁に記載されている。

² SDGs交渉全体の流れについては、南博・稲葉雅紀(2020)、蟹江憲史(2020)、Felix Dodds, Ambassador David Donoghue, Jimena Lena Roesch(2017)、Macharia Kamau, Pamela Chasek, David O'Connor(2018)、浜名弘明(2017)、日本政府交渉参加者ヒアリング(2022年12月16日等)を参考にして記載をしている。

スと考える国もかなりいたが、2012年のリオ+20サミットで設置が決まった公開作業部会（OWG）が2013年に活動を開始すると、SDGsに向けた議論の主導権を握ることとなった。OWGは、2013年～2014年中ごろまで、政府関係のみならず、多彩なメンバーを巻き込みながら集中的に議論を行い、2014年7月に、同年9月の国連総会に提出すべく議論のとりまとめを行った。OWG報告は、7月時点では、OWGでの議論結果をまとめたものに過ぎないという理解も多かったが、G77+中国の強い意向もあり、同報告のうちSDGsの内容に関しては、同報告からほぼ変更ができなくなった。したがって、2015年に入り、SDGsを含む2030アジェンダの政府間交渉（IGN）が行われたが、IGNでは、2030アジェンダのSDGs以外の部分を中心に、議論が進められ、合意されることとなった。また、途上国開発の流れの関係では、もともとMDGsの目標設定の際も、目標設定の流れとは別トラックでその目標実施のための開発資金に関するプロセスが進んできていた経緯があり、SDGsの議論の際も、開発資金に関する並行プロセスが進んでいた。その結果が2015年7月に³アディスアベバ行動目標（AAAA）として合意された。そして、2030アジェンダにおいても、AAAAは2030アジェンダと不可欠な部分を成すものとして位置づけられ、2030アジェンダは、2015年9月の国連総会において最終的に合意された。

（2）FTAの評価にSDGsを活用する上で考慮すべき点

①SDGsのターゲットにおける国際通商に関連した記載の不足及びバイアス

中川(2023)によれば、SDGsの169ターゲットを見ると、国際通商問題への直接的な言及は限定的であり、そこには、国家バイアス、WTOバイアス、途上国バイアス、輸出バイアスが存在している。そして、そのバイアスが生じた理由としては、SDGsが国連加盟国の政府間交渉の成果であること、国際社会の共通理解を体現する各国の個別事例を盛り込むことはふさわしくないと考えられたこと、WTOあるいは国連加盟国の多数国が途上国であるため途上国に抵抗が少ない項目が記載されやすかったこと、また、貿易円滑化協定が未発効だったことやサービス貿易自由化交渉への途上国の慎重な姿勢が影響したこと等が挙げられている。⁴交渉記録や⁵交渉参加者ヒアリングによると、これらの理由に加えて、国際通商に関する言及が少なかった理由としては、交渉構造も影響を及ぼしているも

³ 国際連合広報センター・ウェブサイトに掲載されているAAAA和訳版

(https://www.unic.or.jp/files/a_res_69_313.pdf) を利用している。

⁴ 国連の持続的開発ウェブサイト（アーカイブ版）に、各セッションの発言、資料などが詳細に保存されている。例えば、セッション1であれば、<https://sustainabledevelopment.un.org/owg1.html> から細かい情報にアクセスできる。ただし、動画など一部の情報は既に削除しているようである。

⁵ 日本政府交渉参加者ヒアリング（2022年12月16日等）

のと考える。第一に、OWG等の交渉は、日本を含め、基本的には、各国外務省の国連担当者が実施をしており、国連での交渉者として優秀としても、全般的には、通商問題に関する専門性が低かったと指摘されている。この交渉者の専門性の不足がSDGsにおける国際通商問題への言及の不足につながっているという指摘がある。また、本国の通商問題の専門家も、SDGsの交渉が通商交渉上の論点について自国ポジションを主張するのに適した場所とは考えず、SDGs交渉の場で通商交渉上の論点を強く主張しようとはせず、その結果、幅広いSDGsの論点の中で、通商問題上の論点が劣後してしまう結果をもたらした、という指摘もある。確かに、OWGのセッションでの発言記録を見ると、日本を含めた先進国の発言の中で、国際通商に関係した発言は限定的なものとなっている。また、WTO事務局も、SDGs交渉に参加をしていたはずだが、OWGの発言記録を見ても、WTO事務局の発言記録が見つからず、日本政府の交渉参加者も、WTO事務局がOWGのセッションで発言を行った記憶はないと言っている。OWGの発言記録を見ると、一部の国際機関は相当のインプットをしているが、交渉参加者の話では、ILOやUNIDOなど、SDGsに関連事項を組み入れることにより、国際機関として金、人などの資源を獲得することが目的と見られる発言が多かった印象であるとの話もある。このように、SDGsには、国際通商問題に関する言及の少なさや内容上のバイアスが存在しているので、SDGsに対するFTAの貢献を考える場合には、その点を考慮し、明示的な記載がなくとも、各目標・ターゲットにFTAとの関連があるか幅広くに考慮をすることが必要であると考えられる。

②SDGsと並ぶ2030アジェンダ全体及びAAAAの重要性

前述のとおり、SDGsの交渉は、一部の国の予想に反し、OWGを議論の主要なフォーラムとして行われたが、⁶2014年7月のOWG終了時点では、OWG議長の取りまとめに関して、かなりの国が留保的な発言を行っていた。一つは、交渉の進め方の問題で、OWGの位置づけに関するものであった。OWGは、SDGsを議論する一つの中間的な場であるにすぎず、OWGの後に、それを参考にしつつ、きちっとした政府間交渉の場がある、という理解の国も多く、その点を確認する留保的な発言が日米を含むかなりの国から行われていた。他方で、内容的にも、ジェンダーの定義、外国の占領などを含め、多数の国が幅広い留保的な発言を行っている。しかしながら、前述のとおり、その後に行われたIGNの場では、SDGsの内容自体は、G77+中国のポジションにより、基本的には変更できなくなった。そして、SDGsに満足できない国は、その後のIGNにおいて、2030アジ

⁶ 南博・稲葉雅紀(2020)52頁～56頁、『Explanations of position and reservation on the report, addendum to Report of the Open Working Group on Sustainable Development Goals』(United Nations, General Assembly A/68/970/Add.1)

エンダの中の SDGs 以外の部分に、自国の意見を盛り込むよう交渉を行うこととなった。⁷ また、国によって、OWG やその後の政府間交渉よりも、開発資金に関する議論の場を重視した国もあり、それらの国の意見は、AAAA の中によりよく反映された面もある。したがって、SDGs に関連した、グローバルな意見をバランスよく把握するためには、SDGs の 17 目標、169 ターゲットを捉えるのみでなく、2030 アジェンダの SDGs 以外の部分、そして、AAAA を含めて、全体として取り扱うことが重要であると考え。そして、SDGs の 17 目標 169 ターゲットに加えて、2030 アジェンダ、そして、AAAA を含めて考えると、国際貿易、WTO の活動、地域経済統合が持続可能な開発に貢献することがよりはっきりと評価されている。

2030 アジェンダにおいては、第 68 項に「国際貿易は、包摂的な経済成長や貧困削減のための牽引車であり、持続可能な開発の促進に貢献する。我々は、世界貿易機関（WTO）の下、多角的貿易体制の促進及び意義のある貿易の自由化に向けた努力を続ける。」との記載があり、WTO の下での貿易の自由化に向けた努力による、国際貿易の促進が、包摂的な経済成長や貧困削減を通じて、持続可能な開発の促進に貢献すると明確に位置付けている。

また、AAAA においては、II（行動領域）D（開発のためのエンジンとしての国際貿易）において、第 78 項から第 92 項までの多数の条項を使って、国際貿易の開発問題に関する意義を説明している。具体的には、第 79 項は、冒頭から前述の 2030 アジェンダ第 68 項と同じ書き出しから開始し、その後、途上国対応や資金支援に一定の重きを置きつつも、WTO に関連した様々な取り組みを記載している。また、第 87 項においては、「包括的な成長と持続可能な開発を促進する地域的な経済の統合と相互接続性の著しい可能性を認識」という表現で、地域経済統合にも評価を与えている。他方、第 88 項において、「国際的な貿易と投資は機会を提供しているがまた国のレベルでは補完的な行動を要求している」と述べているなど、包摂的な成長と持続的な開発に向けた潜在力が発揮できるような国内的な政策等の重要性も強調している。

③SDGs の目標・ターゲットの多様性と矛盾

⁸SDGs を実質的に決めた OWG は、持続可能な開発の流れを引いており、議論の仕方も極めてオープンであった。そして、共同議長は、正式なセッション自体でも、セッション以外の場でも、加盟国、国際機関に加え、いろいろなステークホルダー、NGO、学者、民間企業などの意見を聞く機会を幅広く持った。OWG の 13 回のセッションの前半は、ストック・テーキングの局面として、分野毎に幅広い意見の掘り起こしを行った。そして、大量で多様な意見をまとめた膨大な合意項目リスト集を作り、それを整理していく形で、その後の合意形成を行った。また、最終段階に近づいても、合意案に関する一言一句の文

⁷ 日本政府交渉参加者ヒアリング（2022 年 12 月 16 日他）

⁸ 注 2 に記載のとおり。

言交渉に入らず、会合で各国の意見を聞いたものを、共同議長が記録し、それを持ち帰って会合終了後に、次回会合に書ける案文を作成する方式を取った。先進国を中心に、ポイントをしぼった、ある程度整理された SDGs を望む声も強かったが、結果としては、多種多様な意見が、幅広く列挙された、いわゆるクリスマス・ツリー型の SDGs 案が作られることとなった。前述のとおり、OWG 終了時点では不満が多かった内容での⁹政治的な合意であり、項目同士の整合性、関係性などの整理はあまり行われておらず、細かく見ると、いろいろな目標、ターゲットの間に、緊張関係があるケースも多い。また、多数ある SDGs に関して、優先順位をどうつけるべきかの意見も様々存在している。例えば、¹⁰MDGs の後継という位置づけを重視している立場からは、途上国開発以外の要素が重視されることへの強い批判も存在している。したがって、一部の言説にあるように、SDGs を、世界各国が一致して同じ理想を向いてなされた合意として捉えることは、必ずしも現実の交渉経緯を踏まえたものではない。他方、各国・ステークホルダーの関心をクリスマス・ツリーの的にまとめあげただけのものであるからこそ、幅広い関係者が自分たちの関心にあわせて SDGs を理解し、多数の人たちが違った方向に、しかし、有意義な具体的な取組を行う上での原動力となることができたとも考えられる。こういった SDGs の性格を考えると、①と違った意味で、FTA の SDGs への貢献を考える上で、SDGs の細かい文言よりは大きな方向性を捉えて考えることが重要であると考えられる。

3. FTA の意義と締結の要因に関する整理

この後の議論のために、過去の文献を参考としつつ、FTA の意義と締結の要因を整理しておきたい。

(1) ¹¹FTA の (WTO に追加する) 意義

カバーする分野の広い TPP を参考にしつつ検討をすると、内容面で FTA の意義を考えると、①ものやサービスの自由化の推進、②現行 WTO ルールの規律強化・参加国増加、③新分野でのルール設定、④分野横断的なルール設定といった意義が考えられる。

①ものやサービスの自由化の推進

通常の FTA の中心的課題は、物品関税の削減や撤廃、あるいは、関連規定の強化である。そして、最近の FTA では、サービス貿易に関する具体的な自由化の強化が含まれていることも多い。そして、水際措置から国内措置への規律対象の変化も見られている。更に、個別具体的な関税削減・撤廃ではなくとも、特定の分野における関税削減・撤廃交渉

⁹ 蟹江憲史(2020)32 頁

¹⁰ 山形辰史(2023)212 頁～218 頁

¹¹ 石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹(2015)10 頁～12 頁等

への積極的な参加といった少し違った要素での、この点での貢献も見られるところである。

②現行 WTO ルールの規律強化・参加国の拡大

政府調達のように WTO の枠組みで協定はあるが、参加国が限定的なもの、知的財産権のように WTO に協定はあるが、エンフォースメントに問題があるもの、投資のように WTO に協定はあるが、そのカバレッジに限界があるものがある。それらに関する規律強化・参加国の拡大を、特定の国の間で実現することができることも FTA の意義と考えられる。

③新分野でのルール設定

競争、環境、労働など、WTO システムの中ではルールのない分野でのルール設定の意義である。ただし、環境や労働など、それぞれの分野での協定は種々存在をしており、その関係で FTA の規定にどのような新規性があるかは別途検討が必要な課題である。

④分野横断的なルール設定

TPP で言えば、協力及び能力開発、規制の整合性、透明性及び腐敗行為の防止などの規定は、③でいう分野というよりは、様々な分野をまたがる、分野横断的な規定群である。こういった規定も、最近の FTA では見ることも多い。ただし、③と④の差は、相対的なものでもあり、この後の具体的な分析では、③と④をまとめて新しい分野でのルール設定として捉えていきたい。

(2) ¹²FTA 締結の要因

FTA が締結される背景には、経済的要因や安全保障を含む政治的な要因など様々な要因が含まれている。

①経済的要因

市場規模の拡大、自国企業の輸出機会の拡大、域外企業に対する競争上の優位性確保（既存 FTA などによる劣位からの回復）、投資先としての魅力の強化なども重要な経済的要因である。また、企業のグローバル化を踏まえ、国内政策分野を含む、該当地域内における深い経済的統合が求められている側面もある。なお、ある国に関する自国企業の輸出機会の拡大は、相手国からすると、自国産業の販売機会の喪失につながりうるものであるなど、経済的要因が、逆に、FTA 締結への阻害要因にもなる面も有している。

¹² 飯野文(2019)51 頁～53 頁等

②政治的要因

安全保障上の関係を含めた締結国・地域間の関係強化や国際的な影響力の向上などは、多くの FTA で重要な目的である。また、資源やエネルギーの確保のための関係構築の一助として、FTA を活用することもある。政治的要因としては、それぞれの国の置かれた状況により、様々な要素が考えられる。

③その他

他国と FTA を結ぶ交渉を行うことで、それを外圧として利用して、国内制度変更を行おうといった思惑もありえるし、既に別の分野の協定がある場合に、FTA の場でも交渉を行うことでより幅広い交渉材料の中で有利なディールに持ち込む、とか、FTA の一部で規律設定をすることで、より強力な紛争解決手続を利用できることにしてルールの執行をより確実にするといった目的も考えられる。他方、消極的な理由としては、WTO でのラウンド交渉が進まないことから、FTA に流れてきているという側面も指摘されている。

4. ¹³FTA の SDGs への貢献の可能性

3 (1) の 4 分類を参考にしつつ、FTA の SDGs への貢献の可能性を整理してみると以下の通り。

(1) ものやサービスの自由化

2 (2) ②の観点で、幅広く SDGs を捉えると、FTA による貿易自由化は、国内政策など補完的な政策が必要との前提ではあるが、基本的には SDGs に貢献する方向性を有していると言える。また、環境物品の関税削減など、関税削減の対象、サービス自由化の対象によっては、SDGs へのより具体的な貢献を評価することもできる。そして、SDGs に関連した例外規定を、SDGs への貢献と評価することもできる。他方、FTA による貿易自由化は、限定した参加国の交渉で決まるため、通常は相対的に交渉力の弱い開発途上国に不利なケースも多い点、また、自由化が徹底されれば、そもそも途上国配慮の余地がなくなる点など、SDGs に含まれる途上国開発支援の観点から見て、否定的な側面が懸念される面もある。なお、具体的な 3 FTA の分析においては、先行研究にならい、SDGs に関連した例外の規定状況を中心に整理することとしたい。

(2) 現行 WTO ルールの規律強化・参加国増加

この場合も、幅広く SDGs を捉えると、基本的には SDGs に貢献する方向性を有していると評価できると考える。また、個別の規律の内容が SDGs 促進に貢献するものも、一定の場合には、考えられるかもしれない。この場合においても、SDGs に関連した例外の規定を、

¹³ Marie-Claire Cordonier Segger(2021)

SDGs への貢献と評価することもできる。(1)と同様、具体的な協定の分析では、例外の規定状況を中心に整理することとしたい。

(3) 新分野でのルール設定

3(1)③と④は、両方とも、これまでWTOでカバーをされていない分野のルール設定であり、その内容次第で、最もわかりやすくSDGsへの貢献が考えられる。その中には、環境や労働といったSDGsに貢献する新分野、そして、透明性のような、SDGsに貢献する横割りの新分野の両方が含まれている。なお、横割りの新分野の場合などでも、章として独立して規定されるものと、個別分野の中の一部として規定されるケース、それが混在するケースも存在している。

5. 分析対象とする3 FTA の経緯・特徴

(1) 3 FTA を例として分析する理由

¹⁴不公正貿易白書 2023 年版によれば、2023 年 2 月時点で、GATT/WTO に通報された発効済 RTA は 583 件に上り、日本は、同じく 2023 年 2 月時点で、50 か国との間で EPA/FTA を署名／発効している。今回の分析においては、それらの中で、日本がメンバーとなっている¹⁵CPTPP、¹⁶日 EU・EPA、¹⁷RCEP に関して、詳細の分析を行いたい。この 3 つの FTA は、日本が結んだ中で、最も経済規模の大きい 3 FTA としてメガ FTA と呼ばれているものであり、先進国から後発途上国までを参加国に含んでおり、分析対象を 3 つに限定しつつも、バランスを持った分析を行う上では一定の合理性のある選択であると考えている。

(2) 3 FTA の経緯・特徴

¹⁴ 不公正貿易白書 2023 年版 497 頁

¹⁵ CPTPP は、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」の略称である。CPTPP 第 1 条により、TPP (環太平洋パートナーシップ協定) の規定の大部分が CPTPP に組み込まれている。協定内容を分析する際には、外務省ウェブサイトにある CPTPP 和文 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000351513.pdf>) とともに、同ウェブサイトにある TPP 和文 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000581.html) を利用している。

¹⁶ 日 EU・EPA は、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」の略称である。協定内容を分析する際には、外務省ウェブサイトにある日 EU・EPA 和文 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html) を利用している。

¹⁷ RCEP は、「地域的な包括的経済連携協定」の略称である。協定内容を分析する際には、外務省ウェブサイトにある RCEP 和文 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/cad_000001_00030.html) を利用している。

次章以降で、各 FTA の条項等の分析に入る前に、3つの FTA の特徴などを簡単に記載しておきたい。

①¹⁸CPTPP

CPTPP は、比較的複雑な交渉経緯を持っている。いわゆる¹⁹P4 に米国等が参加する議論の中で、米国が主導して新たな TPP を創設する交渉が 2010 年 3 月に開始した。その後、日本を含めた数か国が交渉に途中参加し、交渉は 2015 年 10 月に妥結し、署名まで至った。しかしながら、2017 年 1 月にトランプ政権になって交渉を主導した米国は離脱した。内容的には、もともと P4 からスタートしていることから、その構成がベースにあるが、米国が強く主導した協定で、内容もそれを反映したものとなっている。TPP 参加国の多数にとっては、自国企業による、米国市場へのアクセス確保が、TPP 参加の最大の利益であり、その分、米国からの様々の要望を受け入れる、それが大きな交渉構図であった。日本の場合は、米国との FTA には種々のメリットがあったが、米国による農産品への市場アクセス要求への懸念が多く、正式な交渉参加に時間もかかり、交渉が相当に進んでからの参加となり、TPP の内容への貢献は限定的であったと考えられる。その後、米国離脱後に CPTPP をまとめる上では日本は最も重要な役割を發揮したが、内容面では、CPTPP は一部凍結した項目を除けば TPP を引き継いでおり、米国主導の FTA という性格も TPP から引き継いでいることになる。

②²⁰日 EU・EPA

日 EU・EPA は、主として、日本が自動車・電子製品などに関する関税撤廃・引き下げを求め、EU が自動車・医療機器・鉄道車両などに対する非関税障壁撤廃を交渉目標とする、非対称的な交渉であった。そして、欧州自動車メーカーなど日本との EPA 交渉に反対する業界等も強い影響力を持ち、交渉開始後も、1 年後の進捗レビューで EU 側が交渉継続の可否を決定するという片務的なマンデートを付与されており、これは、日 EU・EPA 交渉の特異性を示すものであった。全体としてみると、EU 側が強く望んだというより

¹⁸中川淳司(2020a)3 頁～11 頁、濱中慎太郎「FTA 交渉の政治経済分析」『国際経済』68 巻 14 頁～17 頁、石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹(2015)24 頁～29 頁、馬田恵一・浦田秀次郎・木村福成・渡邊頼純(2019)24 頁～25 頁、西脇修(2022)86 頁～89 頁、木村福成・西脇修(2022)29 頁～32 頁などを参照して記載している。

¹⁹ P4 は、2005 年に、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 か国が署名した、「Trans-Pacific Strategic Economic Partnership」の略称である。

²⁰ 中川(2020b)10 頁～21 頁、石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹(2015)53 頁～68 頁、日本貿易振興機構海外調査部・ブラッセル事務所(2021)「EU の新通商戦略および最近の FTA 動向」を参照して記載している。

は、日本が交渉を求め、それに EU 側が応じた側面が強い。FTA の内容も、基本的には EU の結んできた FTA や FTA の交渉方針に沿ったものとなっており、それはこの交渉構造の中で実現したものと考えられる。

③²¹RCEP

RCEP は、中国の提案を基礎とするアセアン+3 による東アジア FTA(EAFTA)と日本の提案を基礎とするアセアン+6 による東アジア包括的経済連携 (CEPEA) が対峙する中で、アセアンの提案により、交渉が開始した FTA である。したがって、日本、中国、アセアンなどが分散的に主導権を持つ形で交渉が開始した。ASEAN は、後発途上国やセンシティブ産業を有する国々を抱え、RCEP の土台となった ASEAN+1 FTA も例外や対象外分野を持つ、柔軟性を持つ穏やかな枠組みであった。RCEP で重視されていたと言われる物品関税の分野で見ると、既存の ASEAN+1 FTA でかなりの自由化が進んでいる中で、抜けていたのは日中韓の間の FTA であり、そこが大きな議論の対象となるとともに、成果としてもその部分が大きい結果となった。また、最終的には、TPP の大筋合意などの影響もあり、ルールでも一定の成果を目指す方向になったものの、環境、労働など新しい章立ての相対的に少ない内容につながっている。他方、途上国開発への配慮という面では、より多くの要素を含んだ FTA となっている。

6. 3 FTA における SDGs への貢献 (1)

²²既存研究を参考にしつつ、CPTPP、日 EU・EPA、RCEP の 3 協定について、(1) ²³前文、(2) 例外条項、(3) 章節の構成、(4) 主要分野別の取扱い、のそれぞれで、SDGs への貢献を整理したい。分量の問題により、(1) ~ (3) までは本章で、(4) は次章で分析をしたい。

(1) 前文

①概要

CPTPP の前文は、3 FTA の中で、最も幅が広い形で、SDGs に関連した要素について言及している。日 EU・EPA の前文は、CPTPP よりは限定的だが、環境、労働、人権などを含めて、比較的幅の広い要素について言及している。RCEP は、CPTPP、日 EU・

²¹ 中川(2020c)32 頁~35 頁、石川幸一・馬田恵一・高橋俊樹(2015)、濱中慎太郎「FTA 交渉の政治経済分析」『国際経済』68 巻 18 頁~20 頁、石川幸一・清水一史・助川成也(2022)、助川成也「RCEP は CPTPP より劣っているのか」世界経済評 IMPACTNo2105 等を参照して記載している。

²² 注 13 に同じ。

²³ 前文に加えて、目的条項がある場合には、それについてもここで分析している。

EPA に比べると、限定的な SDGs への言及となっているが、途上国配慮、特に、後発開発途上国への言及が多いのが特徴的となっている。

②CPTPP

同協定前文では、「あらゆる所得及び経済的背景の人々に新たな経済的機会創出に寄与すること」を規定するとともに、「企業の社会的責任、文化的な同一性及び多様性、環境の保護及び保全、性の平等、先住民の権利、労働者の権利、包摂的な貿易、持続可能な開発並びに伝統的な知識を促進することの重要性」を再確認、と具体的な要素を含めて、持続可能な開発に関連した事項を規定している。また、CPTPP の一部を成す TPP の前文は、CPPTP 本体よりも長いこともあり、貧困削減・持続可能な成長促進、締約国間の開発の水準の相違などの認識、零細企業・中小企業有能力向上、公共の福祉に係る正当な目的の保存、保健制度採用などの固有の権利、環境保護の促進、労働、透明性、腐敗行為除去、文化的な同一性・多様性の尊重などとより詳細に記載を有している。CPTPP にも TPP にも、協定本文に全体の目的規定は存在しない。

③日 EU・EPA

同協定前文では、「中小企業のニーズ並びに高い水準の環境及び労働に関する保護」、「経済面、社会面及び環境面の持続開発」、「消費者の保護及び経済的福祉を確保する政策を通じて消費者の福祉を向上」、また、「世界人権宣言に示された原則を考慮」、「国際的な貿易及び投資における透明性が重要」等を規定している。第 1・1 条（目的）は非常にシンプルなものなので、SDGs に関連した表現はない。

④RCEP

同協定前文では、「衡平な経済発展を強化」、「締約国間の異なる開発の水準」に関する言及、後発開発途上締約国に関する数次の言及、良い統治、透明性などのビジネス環境のメリット、持続可能な開発の重要性を規定している。また、第 1・3 条(目的)においては、後発開発途上締約国への発展段階及び経済上のニーズへの考慮に言及をしている。

(2) 例外条項

①概要

²⁴貿易協定に関する例外措置のうち、一部のものは、SDGs の実現に資するものと考えられる。GATT 第 20 条(a)号は、「公徳の保護のために必要な措置」に、また、GATS 第 14 条 (a)号は、「公徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置」に例外措置を認めており、

²⁴ 飯野文(2019)39 頁～41 頁

²⁵過去のパネル報告によれば、公德の価値は柔軟に解せられ、人権に関連した貿易制限も公德保護の措置として正当化する余地があると考えられる。また、GATT 第 20 条(b)号及び GATS 第 14 条(b)号は、「人または動植物の生命または健康の保護のために必要な措置」に、また、GATT 第 20 条(g)号は、「有限天然資源の保存に関する措置」に例外措置を認めている。

CPTPP 及び RCEP は、それぞれ第 29 章(例外及び一般規定)、第 17 章(一般規定及び例外)を有し、協定全体に関する一般的例外の適用に関する規定を有している。また、CPTPP では、それに加えて、一部の章において、特定の条項に、その条項に応じた例外を規定している。他方、RCEP にはそのような例外規定はない。また、日 EU・EPA は、章を越えた一般的例外を定める条文はなく、章毎に、必要に応じ、一般的例外規定を持ち、あるいは、一定の条項に関してその条項に応じた例外を規定している。カバレッジ、あるいは、例外の範囲はおおよそ一致しているが、細かく見ると、多少の分野の違い、あるいは、例外の規定内容の違いが存在している。

②CPTPP

第 29・1 条(一般的例外)第 1 項及び第 3 項において、内国民待遇及び物品の市場アクセス、原産地規則及び原産地手続、繊維及び繊維製品、税関当局及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、国境を越えるサービスの貿易、ビジネス関係者の一時的な入国、電気通信、電子商取引、国有企業及び指定独占企業の各章の規定の適用上、GATT 第 20 条あるいは GATS 第 14 条の規定が、必要な変更を加えた上で、CPTPP の一部を成すこととなっている。そして、第 29・1 条第 2 項において、「GATT 第 20 条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること」、そして、「同条(g)の規定が生物及び日生物の有限天然資源の保存に関する措置について適用されること」を了解するとし、第 3 項では、GATS 第 14 条 (b) に関して同様の了解を示す規定を置いている。

また、第 9 章(投資)第 9・10 条(特定措置の履行要求)において、現地調達、自国生産物品優先、技術移転の要求を禁止しているが、これらの規定は、「(ii)人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置、(iii)有限天然資源(生物資源であるかどうかを問わない。)の保存に関する措置」を採用することを妨げるものと解してはならないとしている。そして、第 15 章(政府調達)では、第 15・3 条(例外)により、この章のいかなる規定も、「(a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置、(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の採用を妨げるものと解してはならないとしており、「(b)の規定には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むことを了解する」としている。

²⁵ 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇(2020)342 頁

③日 EU・EPA

第2章(物品の貿易)及び第8章第B節(投資の自由化)では、GATT第20条が、また、第12章(補助金)及び第13章(国有企業)では、GATT第20条及びGATS第14条が、協定の一部を成すと規定している。

また、第4章(税関に係る事項及び貿易円滑化)では、第4・2条(適用範囲)第4項の規定により、同章の規定は、「(a) 公衆の道徳、(b)人、動物又は植物の生命又は健康、(c)美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産、(d)環境」の4つの事項の保護に関し、各締約国の正当な政策目的の達成及び各締約国が締結している国際協定に基づく義務に影響を及ぼすことなく、適用することとなっている。そして、第8・3条(一般的例外)第2項において、第8章第B節(投資の自由化)、第C節(国境を越えるサービスの貿易)、第D節(自然人の入国及び一時的な滞在)、第E節(規制の枠組み)、第F節(電子商取引)の各節に関し、「(a)公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置、(b)人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の採用を妨げるものと解してはならないとしつつ、「(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。」という注が入れられている。さらに、第18章第A節(規制に関する良い慣行及び規制に関する協力)第18・1条(目的及び一般原則)第2項では、この節の規定が、公衆衛生、動物及び植物の生命及び健康、労働条件、環境(気候変動を含む。)等の分野において、締約国が「保護の水準を定め、又は規律する権利に影響を及ぼすものではない。」としている。

④RCEP

第17・12条(一般的例外)において、物品の貿易、原産地規則、税関手続き及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格及び適合性評価手続、サービスの貿易、自然人の一時的な移動、投資及び電子商取引の各章の規定の適用上、GATT第20条あるいはGATS第14条の規定は、必要な変更を加えた上で、RCEPの一部を成すとしている。そして注において、締約国は、「GATT第20条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が有限天然資源(生物資源であるかどうかを問わない。)の保存に関する措置について適用されることを了解する。」としている。

(3) 章節の構成

①概要

それぞれのFTAのSDGsに関する貢献を大きく見る上では、協定の構造上、SDGsに資すると考えられる章節などが含まれるかは重要な視点であると考えられる。その点で、3FTAの第1の特徴は、労働と環境の取扱いにおける3FTAの間の差異にある。CPTPP

は、労働と環境の独立章があり、一定の条件つきではあるが、紛争解決章の適用がある。他方、日 EU・EPA は、貿易及び持続可能な開発章で、労働と環境が扱われており、問題が生じた際には、紛争解決章の適用はなく、同章の手続きのみを活用できることとなっている。RCEP は、労働の条項はなく、環境も、一般規定及び例外章で、生物多様性条約に言及するのみである。第 2 に、透明性・腐敗行為に関し、CPTPP は、両方を扱う独立の章があるが、日 EU・EPA は、透明性を扱う章はあるものの、腐敗行為の規定はない。両者とも、透明性関連の条項には、紛争解決章の適用がある。RCEP は、独立の章はないが、一般規定及び例外章の中で、公表、行政上の手続き、審査及び上訴、腐敗行為の防止の規定が織り込まれており、腐敗行為の防止にのみ、紛争解決章が適用されないこととなっている。

②CPTPP

SDGs 関連の独立章節として、第 2 章(内国民待遇及び物品の市場アクセス)第 C 節(農業)、第 19 章(労働)、第 20 章(環境)、第 21 章(協力及び能力開発)、第 23 章(開発)、第 24 章(中小企業)、第 25 章(規制の整合性)、第 26 章(透明性及び腐敗行為の防止)が規定されている。そのうち、協力及び能力開発、開発、中小企業、規制の整合性の各章については、紛争解決章の適用はない。他方、労働、環境の 2 章に関しては、労働協議、環境協議の前置などの条件つきで紛争解決章が適用され、透明性及び腐敗行為の防止章については、一定の条項を除き、修正して紛争解決章が適用されることとなっている。

③日 EU・EPA

SDGs 関連の独立章あるいは節として、第 16 章(貿易及び持続可能な開発)、第 17 章(透明性)、第 18 章(規制に関する良い慣行及び規制に関する協力)、第 19 章(農業分野における協力)、第 20 章(中小企業)が規定されている。なお、貿易及び持続可能な開発章の中で、労働・環境に関連した種々の条文が規定されている。同章については、第 21 章(紛争解決)の適用はなく、同章に規定する政府間協議(第 16・17 条)及び専門家パネル(第 16・18 条)の手続きのみを利用することとなっている。また、透明性章には、紛争解決章が適用されることとなっているが、規制に関する良い慣行及び規制に関する協力、農業分野における協力、中小企業の各章については、紛争解決章の適用はない。

④RCEP

SDGs 関連の独立章節として、第 1 章(知的財産)第 G 節(遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承)、第 14 章(中小企業)、第 15 章(経済協力及び技術協力)が規定されている。また、第 17 章(一般規定及び例外)の中に、第 17・9 条(腐敗行為の防止に関する措置)、第 17・10 条(生物の多様性に関する条約)、第 17・16 条(ワイタンギ条約)が規定されている。そして、中小企業章、経済協力及び技術協力章、第 17・9 条、第 17・16 条については、紛争解決章

の適用はない。

7. 3 FTA における SDG への貢献 (2) (主な分野別の取扱い)

(1) 環境

①概要

CPTPP は、第 20 章(環境)に、また、日 EU・EPA は、第 16 章(貿易及び持続可能な開発)の中に、環境に関する条項を有している。カバレッジを見ると、両協定とも幅広い規定ぶりとなっているが、CPTPP の方がより詳細な規定振りである。また、紛争手続きを見ると、CPTPP では、一定の前提条件つきではあるものの、紛争解決章の手続きを使えるが、日 EU・EPA では、第 16 章内の手続きのみを使える点が大きな違いとなっている。RCEP は、生物の多様性に関する条約に関する確認規定のみを有している。

②CPTPP

第 20・3 条(一般的約束)で、環境保護政策に関する各締約国の主権的権利を認めつつ、環境法令・環境政策を高い水準にすることを努力義務とし、また、環境法令の効果的な執行を怠ってはならないこと、貿易・投資の奨励のために環境法令の保護を弱めてはならないことなどを規定している。更に、環境に関する多数国間協定(第 20・4 条)、オゾン層の保護(第 20・5 条)及び船舶による汚染からの海洋環境の保護(第 20・6 条)に関する個別規定、手続き関係の規定、協力の枠組みの規定(第 20・12 条)、更に、貿易及び生物の多様性(先住民、遺伝資源関係の規定を含む。)(第 20・13 条)、侵略的外来種(第 20・14 条)、低排出型の及び強靱な経済への移行(第 20・15 条)、海洋における捕獲漁業(第 20・16 条)、保存及び貿易(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) 関係の規定を含む。)(第 20・17 条)、環境に関する物品及びサービスに関する規定(第 20・18 条)を有する。また、環境に関する小委員会及び連絡部局を設置し、多段階の環境協議のプロセスを置き、それでも問題解決ができなければ、第 28 条(紛争解決)の適用を認めている(第 20・19 条～第 20・23 条)。

②日 EU・EPA

第 16・4 条(環境に関する多数国間協定)の中で、気候変動枠組条約を含む環境に関する多数国協定に関する規定を置き、更に生物の多様性(CITES 関係を含む)(第 16・6 条)、森林・木材(第 16・7 条)、漁業資源(第 16・8 条)に関する条項、そして、いくつかの手續規定(第 16・9 条～第 16・11 条)、更に協力規定(第 16・12 条)、専門委員会の設置(第 16・13 条)等を有している。ルール遵守を確保する手段として、第 16・17 条(政府間協議)及び第 16・18 条(専門家パネル)に規定する手続きのみを利用し、第 21 章(紛争解決)の適用は認めていない。

③RCEP

第 17 章(一般規定及び例外) 第 17・10 条(生物の多様性に関する条約)で、同条約に基づく自国の権利及び責任を確認する旨の規定があるのみである。

(2) 労働

①概要

CPTPP は、第 19 章(労働)を有し、日 EU・EPA は、第 16 章(貿易及び持続可能な開発)に労働に関する条項を有している。CPTPP の方がカバーする分野が広いこと、また、それに加えて、紛争解決手続きを見ると、CPTPP は、前提条件つきではあるものの紛争解決章の手続きを使えるが、日 EU・EPA では、第 16 章内の手続きのみを使える点が大きな違いとなっている。なお、RCEP には、労働に関する条項はない。

②CPTPP

第 19・3 条(労働者の権利)で、締約国に、(a)結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、(b)あらゆる形態の強制労働の撤廃、(c)児童労働の実効的な廃止及びこの協定の適用上、最悪の形態の児童労働の禁止、(d)雇用及び職業に関する差別の撤廃、の権利の採用と維持を義務とし、また、最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び健康に関する受け入れ可能な労働条件を規律する法令の採用・維持を義務としている。また、第 19・4 条(逸脱の禁止)で、労働法令の保護を弱めることで、貿易・投資を奨励することを禁止している。加えて、労働法令の効果的な執行(第 19・5 条)、強制労働に関する規定(第 19・6 条)、手続き的规定(第 19・8 条及び第 19・9 条)、協力に関する規定(第 19・10 条)、労働評議会の規定(第 19・12 条)等を置いている。更に、ルール遵守を確保する手段として、協力的な労働対話(第 19・11 条)、労働協議(第 19・15 条)の規定を置き、それでも問題解決ができない場合には、第 28 章(紛争解決)の適用を認めている。また、第 15 章(政府調達)第 15・8 条(参加のための条件)第 5 項において、この条の規定は、「調達機関が、労働者の権利(締約国により認められ、かつ、第 19・3 条(労働者の権利)に規定するもの)に関連する法令が遵守されることを促進することを妨げるものではない。」と規定している。

③日 EU・EPA

第 16・3 条(労働に関する国際的な基準及び条約)において、(a)結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、(b)あらゆる形態の強制労働の撤廃、(c)児童労働の実効的な廃止、(d)雇用及び職業に関する差別の撤廃、を実現することとしている。また、第 16・2 条(規制を行う権利及び保護の水準)で、労働法令の保護を弱めることで、貿易・投資を奨励することを禁止している。また、手続き的な規定(第 16・9 条～第 16・11 条)、更に協力規定(第 16・12 条)、専門委員会の設置(第 16・13 条)等を有している。更に、ルール遵守を確保する手段として、第 16・17 条(政府間協議)及び第 16・18 条(専門家パネル)に規定する手続きの

みを利用し、第 21 章(紛争解決)の適用は認めていない。

(3) 締約国の発展段階に留意する規定

①概要

締約国の発展段階に留意する規定は、途上国をメンバーとしている TPP 及び RCEP にのみ存在するが、TPP ではわずかの規定しかなく、RCEP でもあまり多くの規定があるわけではない。なお、発展段階に留意した規定が少ない理由としては、①FTA 交渉では、各種義務規定に関し、附属の関税率表、留保表などで国毎の差異をつけられる柔軟性を有すること、②マルチ交渉に比べて、先進国である締約国の交渉ポジションの強さが協定内容に反映されて発展途上国への留意がなされにくいこと、③自由化レベルが高くなることで、発展段階への留意の余地が少なくなる場合があること、などが考えられる。

②TPP

第 15 章(政府調達)第 15・5 条(経過措置)において、開発途上締約国に限り、一定の経過措置を認めている。

③RCEP

第 11 章(知的財産)第 11・79 条(締約国別の経過期間)において、「各締約国の異なる発展段階に留意して」、この章の特定の規定の実施を遅らせることができることとなっている。また、第 15 章(経済協力及び技術協力)で第 15・6 条(ASEAN の構成国である後発開発途上締約国)で、「後発開発途上締約国が直面する特定の制約を考慮する」こととしている。更に、第 16 章(政府調達)第 16・2 条(適用範囲)において、「後発開発途上締約国に対し、透明性及び協力に関する義務を負うことを要求するものではない」旨規定している。更に、第 19 章(紛争解決)第 19・18 条(後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇)で、紛争解決において、「後発開発途上締約国の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする」こと、また、締約国が「後発途上締約国に係る事案を提起すること」等について妥当な自制を行うこと、パネルの報告書に後発開発途上締約国に対していかなる考慮が払われたかを明示すること、などが規定されている。

(4) 途上国支援・協力

①概要

FTA における様々な協力の規定は、途上国への支援と言う観点で、SDGs への貢献が考えられるが、実際には、先進国から途上国への支援的な色彩の強いものから、先進国同士でも行う共同行動的な色彩の強いものなど様々であり、どの協力が途上国支援の要素があるかどうかははっきりとしないケースが多い。したがって、それぞれの協定内の協力は、SDGs への貢献がありうるという意味で、広めに捉えることとしたい。なお、日 EU・EPA は、先

進国同士の FTA であることから、途上国が参加をしている CPTPP と RCEP について分析を行いたい。

CPTPP では、第 21 章(協力及び能力開発)と第 23 章(開発)が、また、RCEP では、第 15 章(経済協力及び技術協力)が、協力や能力開発に関する課題を取り扱う章となっており、それらの章の規定には、紛争解決章の適用はない。CPP では、締約国間で取扱いに差はない規定ぶりだが、RCEP では、開発途上締約国及び後発開発途上締約国の性質に着目した規定が含まれており、後発開発途上国への特別の配慮を求める規定が存在している。

②CPTPP

第 21 章(協力及び能力開発)と第 23 章(開発)が、個別分野別ではない、協力や開発といった課題を扱う章となっている。第 21 章では、協定の実施及び協定の利益の増大を支援する協力及び能力開発の活動を行い、強化しよう努めることとなっており、協力・能力開発小委員会が設置される。ただ、必要な資源は、締約国が、相対的な能力の範囲内で提供するという努力義務のみで、第 28 章(紛争解決)の適用はない。第 23 章(開発)では、幅広い基盤を有する経済成長、女性の能力向上、教育、科学技術、研究及びイノベーション推進の重要性等について規定し、CPTPP から生ずる開発上の利益を促進するための共同活動、また、開発に関する小委員会の設置を規定している。そして、こちらも第 28 章の適用はない。

CPTPP では、第 21 章や第 22 章に加え、個別の章でも、協力に関する条文が多数存在している。具体的には、繊維及び繊維製品、税関当局及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、ビジネス関係者の一時的な入国、電子商取引、政府調達、競争政策、国有企業及び指定独占企業、労働、環境、規制の整合性と多数の章に広い意味での協力に関する条文が置かれている。また、協定の様々な章で小委員会が設置されており、多くのケースで、その任務の一部に、途上国協力・支援的な要素も含まれている。

③RCEP

第 15 章(経済協力及び技術協力)が、経済協力及び技術協力に関する様々な規定を有している。規定の中には、締約国間の開発格差の縮小を目的の一つとすること、締約国における開発の水準及び国内能力の差異を考慮した協力の必要性、開発途上締約国に関連した活動を優先すべきことを規定している。そして、特に、第 15・6 条(ASEAN の構成国である後発開発途上締約国)で、「ASEAN の構成国である後発開発途上締約国が直面する特定の制約を考慮する」と規定している。そして、第 15・5 条(作業計画)において、担当の委員会を設置し、その委員会が特定するニーズを考慮して、作業計画を作成すると規定している。この章には、第 19 章(紛争解決)は適用されない。

RCEP でも、税関協力、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格及び適合性評価手続き、サービスの貿易、自然人の一時的な移動、知的財産、電子商取引、競争、中小企業、政府調達と多数の章に協力に関する条文が置かれている。各章毎の規定の精粗はまちまちであり、

特に第 11 章(知的財産)では、第 11・76 条(協力及び対話)の協力項目の列挙も極めて具体的であり、また、第 11・81 条(技術援助)では、附属書 11B(技術援助に関する要請の一覧)において、国毎に、具体的な技術援助内容が記載をされている。また、協定の様々な章に小委員会が行われており、多くのケースで、その任務の一部に、途上国協力・支援的な要素も含まれている。

(5) 透明性、行政手続きの適切性の確保

①概要

3 FTA とも、章立ての違いはあるが、透明性、行政手続きの適切性の確保の観点からは、一般規定、また、章別の規定とも、幅広い規定内容となっている。

②CPTPP

第 26 章(透明性及び腐敗行為の防止)第 B 節で、全般的な透明に関する条文が置かれている。協定の対象となる法令などの公表(第 26・2 条)、行政の手続きに関する適切性の確保(第 26・3 条)、審査・上訴手続きの確保(第 26・4 条)などを規定。腐敗行為の防止とは異なり、紛争解決章の適用除外とはなっていない。第 25 章(規制の整合性)の条項も、規制制定手続の改善などを含むものとなっているが、紛争解決章の適用除外となっている。また、CPTPP では、物品、税関、SPS、TBT、サービス、人の移動、電気通信、政府調達、競争、国有企業、知財、労働、環境、ビジネス、中小企業の各章でも、個別の透明性確保、手続きの適切性確保の条文が盛り込まれている。

③日 EU・EPA

第 17 章(透明性)で、全般的な透明性に関する条文が置かれている。関連情報の公表、通報・機会の提供、審査及び上訴、また、透明性の向上に関する協力の条項が置かれている。また、第 18 章(規制に関する良い慣行及び規制に関する協力)においても、規制という視点で、透明性向上、適切な手続きの確保などに関する条項を持っている。また、税関、ダンピング、SPS、TBT、人の移動、サービス(電気通信、金融を含む。)、政府調達、競争法、知財、持続及び持続可能な開発、中小企業の各章にも透明性関連の条文を有している。

④RCEP

透明性に関する章立てはないが、第 17 章(一般規定及び例外)の中で、第 17・3 条(公表)、第 17・4 条(情報の提供)、第 17・5 条(行政上の手続)、第 17・6 条(審査及び上訴)で、透明性に関する協定全体の規定を有している。また、税関、SPS、サービス(金融、電気通信を含む。)、人の移動、電子商取引、中小企業、政府調達の各章にも、透明性関連の条文を有している。

(6) 腐敗行為の防止

①概要

CPTPP には、腐敗行為の防止に関する節があり、その中で、比較的詳細な規定がある。主たる義務規定に関しては紛争解決を求めてはならないこととなっているが、それ以外の条項に関しては、紛争解決章の適用が認められている。他方、RCEP には、腐敗行為の防止に関する条文があるが、紛争解決章の適用はない。そして、日 EU・EPA には、腐敗行為の防止に関する条文はない。

②CPTPP

第 26 章(透明性及び腐敗行為の防止)第 C 節(腐敗行為の防止)で、腐敗行為に関する規定を置いている。第 26・7 条(腐敗行為と戦うための措置)で、公務員に対する、公務員による、そして、外国公務員・公的国際機関の職員による、腐敗行為を犯罪とするための立法等の採用・維持を締約国の義務とするとともに、それらの犯罪行為のための帳簿・記録・財務諸表関係の行為を禁止する措置の採用・維持も締約国の義務としている。また、腐敗行為の防止に関する法令の効果的な執行(第 26・9 条)、腐敗防止のための民間部門及び社会の参加(第 26・10 条)などに関する規定も有している。腐敗行為の防止に関する主たる規定である第 26・9 条の規定の下で生ずる事項については、紛争解決を求めてはならないこととなっているが、それ以外の条項については、貿易や投資に影響が及んでいる場合に限り、一部手続きを修正の上、第 28 章(紛争解決)の規定が適用されることとなっている。また、第 15 章(政府調達)15・18 条(調達の実務における健全性の確保)で、政府調達における腐敗行為への対処に関する規定も置かれている。

③RCEP

第 17・9 条(腐敗行為の防止に関する措置)において、各締約国が、自国の法令に従い、腐敗行為の防止のために適当な措置をとることとしているが、紛争解決章の適用は認めていない。

(7) その他

①中小企業

CPTPP 第 24 章、日 EU・EPA 第 20 章、RCEP 第 14 章と、3つの FTA は、それぞれ独立の中小企業章を有している。それぞれの FTA の中小企業章は、内容的にも類似しており、基本的には、一般への情報共有と委員会などを通じた各国間協力の推進となっており、紛争解決手続きの対象からは外れている。また、中小企業章以外の章の条項でも、例えば、CPTPP 第 15 章(政府調達)第 15・21 条(中小企業の参加の促進)のように、協定を実施する上で、中小企業への配慮を求める規定も置かれている。各協定の中小企業章には、紛争解決章の適用はない。

②農業輸出補助金・食糧安全保障・農業協力

CPTPP では、第 2 章(内国民待遇及び物品の市場アクセス) 第 C 節(農業)第 2・21 条(農業輸出補助金)で、WTO 合意に向けての協力を規定するとともに、域内向け農産品に対する輸出補助金を禁止している。日 EU・EPA では、第 2 章(物品の貿易)第 2・14 条(輸出競争)で、2015 年の WTO での閣僚決定に規定するところにより、農産品の輸出補助金等に関し最大限の抑制を行うことを規定している。また、RCEP では、第 2・13 条(農業輸出補助金)において、2015 年の WTO の閣僚決定の約束を再確認する等を規定している。

CPTPP では、第 2・24 条(輸出制限(食料安全保障)) で、GATT 第 1 条第 2 項(a)の規定に基づき「輸出の禁止又は制限を食料について一時的に課することができる」旨規定している。²⁶ただし、輸出制限措置を取る条件が WTO 協定より厳格化されている。また、日 EU・EPA では、GATT 第 11 条が、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成すこととなっている。RCEP 第 2・17 条(数量制限の一般的廃止)第 1 項において、GATT 第 11 条が、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成すこととなっているが、第 2 項で、追加的な手続き要件が課せられている。

農業分野の協力に関し、日 EU・EPA では、第 19 章(農業分野における協力)において、専門委員会を設置しつつ、様々な協力を行う旨規定している。他方、TPP では、農業協力の専門の委員会は設置されていないが、第 21 章(協力及び能力開発)の活動分野に、明示的に農業部門も含まれている。RCEP では、明示的な農業に関する協力の規定はない。

③教育

CPTPP においては、教育が、第 21 章(協力及び能力開発)の対象分野として、第 21・2 条(協力及び能力開発の分野)第 2 項で明示されている。また、第 23 章(開発)第 23・5 条(教育・科学技術・研究及びイノベーション)において、教育などに関する政策の重要性に言及している。他方、日 EU・EPA 及び RCEP では、明示的な規定はない。

④ジェンダー

労働に関する規定のある CPTPP と日 EU・EPA では、CPTPP 第 19・3 条(労働者の権利)及び日 EU・EPA 第 16・3 条(労働に関する国際的な基準及び条約)において、女性及び女兒を含め、強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用及び職業に関する差別の撤廃に関する規定を置いている。

また、CPTPP では、第 23 章(開発)第 23・4 条(女性及び経済成長)で、女性による参加機会の増大のメリットと女性能力向上のための協力活動に関する規定を置いている。

²⁶ 飯野文(2019)107 頁

⑤公衆の健康

TRIPS 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に関連した規定を、3 FTA とも知財章に規定をしている。具体的には、TPP では、第 18・6 条(公衆の健康についての特定の措置に関する了解)、日 EU・EPA では、第 14・34 条 (特許及び公衆の健康)、RCEP では、第 11・8 条(貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康)で規定している。

8. 3 FTA における SDG への貢献 (3) (²⁷SDGs の 17 目標に対する貢献)

この章では、SDGs の 17 目標毎に、それぞれの目標及びターゲットに比較的直接的に貢献すると思われるものを整理していくこととしたい。なお、7 で、既に主な分野での、SDGs に貢献すると考えられる FTA の主な規定を説明しているので、それを活用した形で簡略した形で整理をしていきたい。

(1) 目標 1 : あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1. 4 に記載の天然資源を含む財への平等な権利の確保に関し、各 FTA には、生物多様性条約に関する規定を有している。また、1. 5 に、気候変動を含む環境対応を含むと考えれば、前述のとおり、CPTPP や日 EU・EPA には、環境に関するかなりの条項が含まれている。CPTPP や RCEP の協力の中には、1. a や 1. b に資するような協力の実施も、含まれると考えられる。

(2) 目標 2 : 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続的な農業を促進する

2. 5 に記載のある、遺伝資源や伝統的知識へのアクセスに関しては、CPTPP 第 29・8 条(伝統的知識及び伝統的文化的表現)で、「各締約国は、自国の国際的な義務に従い、伝統的知識及び伝統的文化的表現を尊重し、保護し、及び奨励するための適当な措置を定めることができる。」との規定がある。また、RCEP 第 11 章 (知的財産) 第 G 節 (遺伝資源、伝統的知識及び民間伝承) 第 11・53 条 (遺伝資源、伝統的知識及び民間伝承) において、「各締約国は、自国の国際的な義務に従うことを条件として、遺伝資源、伝統的知識及び民間伝承を保護する適当な措置を定めることができる。」等の規定がある。また、各 FTA には、生物多様性条約に関しても規定が置かれている。

また、前述のとおり、3 FTA には、2. b に記載のある、農業輸出補助金を含め、食料安全保障、農業協力の規定がある。

(3) 目標 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

²⁷ 注 1 に記載のとおり、外務省ウェブサイトにある 2020 アジェンダ仮訳版に含まれる SDGs の内容に基づき、分析を行っている。

3. b に記載のある、TRIPS 協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言に関する規定を、3FTA ともに有している。

(4) 目標 4 : すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

教育に関する一般的な協力を含めるならば、前述のとおり、CPTPP においては、第 21 章(協力及び能力開発)や第 23 章(開発)において、教育政策の重要性、教育に関する協力に関する規定がある。

(5) 目標 5 : ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

5. 2 の差別の撤廃、また、5. 3 の暴力の排除に関連し、前述のとおり、CPTPP 及び日 EU・EPA では、それぞれの労働関係の条項において、強制労働の撤廃、児童労働の禁止、雇用及び職業に関する差別の撤廃に関して規定を置いている。また、CPTPP の開発章には、第 23・4 条(女性及び経済成長)の条項が置かれている。

(6) 目標 6 : すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

前述の FTA の環境関係規定の関連部分は、6. 3 の水関係の汚染の減少、あるいは、6. 6 の水に関連する生態系の保護・回復に貢献するものとなっている。

(7) 目標 7 : 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

CPTPP 及び日 EU・EPA の環境章には、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する規定が入っている。例えば、CPTPP 第 20・15 条(低排出型の及び強靱な経済への移行)には、省エネ、再生可能エネルギー関係の協力に関する規定を含んでいる。また、日 EU・EPA 第 16. 5 条(持続可能な開発に資する貿易及び投資)では、「気候変動の緩和に特に関連する物品及びサービス(持続可能なエネルギー並びにエネルギー効率の高い物品及びサービスに関連するもの等)の貿易及び投資を円滑にするよう努めること」と規定している。

(8) 目標 8 : 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する

8. 3 に記載のある中小零細企業の設立や成長の奨励に関し、前述のとおり、3FTA ともに、中小企業に関する章を有し、関連の協力などの規定を有している。

また、前述のとおり、CPTPP 及び日 EU・EPA の労働関係の条項において、8.7 の強制労働の根絶、児童労働の禁止、また、8.8 の労働者の権利の保護に関する規定が含まれている。

(9) 目標 9: 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

CPTPP 第 23 章(開発)第 23・5 条(教育、科学技術、研究及びイノベーション)には、9.5 や 9. b に関連した、イノベーション、科学技術関連の規定がある。また、CPTPP や RCEP の協力の中には、目標 9 に資するような協力の実施も含まれると考えられる。

(10) 目標 10: 各国内及び各国間の不平等を是正する

前述のとおり、途上国が締約国となっている CPTPP と RCEP は、途上国支援を含む協力等に関する条項を有している。特に、RCEP には、後発開発途上国が参加をしており、後発開発途上国への配慮を示した条項を有している。

(11) 目標 11: 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

この目標には、いくつか環境に関連するターゲットが含まれており、それは、TPP や日 EU・EPA の環境規定が部分的に貢献できるものと考えられる。

(12) 目標 12: 持続可能な生産消費形態を確保する

12. 2 などのいくつかのターゲットにある環境関係の事項に関しては、TPP 及び日 EU・EPA の環境関係の規定が部分的に貢献できるものと考えられる。また、12. a にある科学的・技術的能力の強化に関しては、3 FTA の条項に基づく協力活動の中で取り上げることが可能であると考えられる。

(13) 目標 13: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

前述のとおり、TPP 及び日 EU・EPA の環境章の中で、気候変動に関する規定がなされている。

(14) 目標 14: 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

3FTA の環境関係の規定の中で、海洋資源に関する規定も含まれている。そこには、14.6 にある、漁業補助金や IUU 漁業補助金に関する規定も、FTA によっては含まれている。

(15) 目標 15: 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

3FTA の環境関係の規定の中には、陸域資源に関する規定も含まれている。また、前述のとおり、RCEP では、第 11 章(知的財産)第 G 節(遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承)第

11・53 条(遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承)において、遺伝資源に関する条項が規定されている。

(16) 目標 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会で促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16. 2 の子供に対する暴力の撲滅に関しては、TPP 及び日 EU・EPA の労働関係の規定において、子供を含めた強制労働の撤廃、また児童労働の禁止が規定されている。また、16. 3 の法の支配の促進・司法への平等なアクセスの提供に関しては、前述の透明性、行政手続きの適切性の確保に関する規定の中に含まれている。16. 5 の汚職や贈賄の大幅な減少については、前述の通り、TPP 及び RCEP には、腐敗行為の防止の規定が含まれている。16. 7 の透明性の高い公共機関の発展については、前述のとおり、各 FTA の中の、透明性、行政手続きの適切性の確保に関する規定に関連の規定が含まれている。16. 10 の情報への公共アクセスの確保についても、同様である。

(17) 目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17. 1 の課税・徴税能力向上、17. 5 の後発開発途上国のための投資促進枠組み、といったターゲットに関し、3 FTA の関税協力、投資協力は意義を有しうるが、²⁸「資金」的な面のみが期待されるとすると、貢献の余地は限定的である。17. 6～17. 8 までの「技術」に関しては、技術・イノベーションの意義、技術・イノベーションに関する協力の記述が 3 FTA の条項に含まれている。「能力構築」に関する 17. 9 については、各 FTA に協力の規定が存在をしている。「貿易」に関しては、17. 10 の多角的貿易体制の促進については、FTA の合意自体が、基本的には大きな貢献と考えられる。17. 11 の途上国の輸出シェアの増大や 17. 12 の後発開発途上国への永続的な無税・無枠の市場アクセスについては、互恵的な形で輸出を増大する、あるいは、アクセスを改善するという意味では、部分的には貢献ができる。「マルチステークホルダー・パートナーシップ」関連のターゲットについては、透明性や行政手続きの適切性を確保する条項において、パートナーシップの活用に関する規定も含まれている。

9. FTA の SDGs への貢献（3 FTA の分析を踏まえて）

²⁸ SDGs の目標 17 のターゲットは、5 つの分類（資金、技術、能力構築、貿易、体制面（「体制面」に関しては、その中に、更に「政策・制度的整合性」、「マルチステークホルダー・パートナーシップ」、「データ、モニタリング、説明責任」の 3 つの小分類がある。)) 毎に記載されている。

第4章～第8章までの分析を踏まえ、3 FTA の条文内容を中心として、FTA の SDGs への貢献に関する特徴の整理をしたい。

(1) FTA による SDGs への貢献の幅広さ

FTA は、総合的に考えて、WTO と比べても、相当に幅広い形で、SDGs の実現に貢献する要素を含んでいる。3 FTA の前文を見ると、それぞれの特徴はあるものの、WTO 設立協定前文と比べ、かなり広範囲な SDGs 関係の記載がなされている。また、FTA による、ものやサービスの自由化、あるいは、現行 WTO ルールの規律強化・参加国増加といった効果は、前述のとおり、基本的には SDGs への貢献の方向性を有している。また、3 FTA には、SDGs 関係の幅広い例外措置の規定も含まれている。また、WTO にカバーされてない新しい分野の規律も多数盛り込まれている。最も幅広い TPP を例にとると、労働、環境、協力及び能力開発、開発、中小企業、規制の整合性、透明性及び腐敗行為の防止など、SDGs に貢献するが、WTO にカバーをされていない分野の規律を多数含んでいる。また、途上国の参加が多い RCEP は、経済協力及び技術協力や途上国への配慮規定を含んでいる。そして、それらを、SDGs の目標毎に分析してみると、17 の目標すべてに、いずれかの FTA の条項の何らかの貢献をしていることがわかる。ただし、個々に見ると、目標 16 や目標 17(実施手段)のように、FTA の多数の条項で貢献が見られる目標があると同時に、目標 3(健康・福祉関係)や目標 4(教育関係)のように、貢献内容が限定的な目標も存在している。

(2) 3 FTA 毎のカバー内容の違い

CPTPP 及び日 EU・EPA のように、米国あるいは EU が主導をした FTA では、労働、環境など、様々な交渉において米欧など先進国が主導をしているアジェンダに関連した項目が多い一方、途上国配慮や協力の規定が相対的に限定的なものとなっている。他方、後発途上国を含む途上国の声がより反映されている RCEP においては、労働、環境などの項目はほぼ含まれず、途上国配慮や協力の規定が強化されている。労働、環境などの新規項目を含んだ FTA がより進んだタイプの FTA という評価もありうるが、2 (2) ③に示したような SDGs に示された関係者の問題意識や関心の多様性を考えると、RCEP のような穏やかな FTA の規定も、発展途上国の現状や問題意識を踏まえた規定として、一定の評価を与えることもできると考えられる。

(3) 新しい分野の規定の法的拘束力の限定性

6 (3) 章「節の構成」に記載したとおり、SDGs に貢献する 3 FTA の各章の規定を見ると、²⁹紛争解決章の適用に制限がついているケースが多い。例えば、最も広範囲な SDGs 関

²⁹ ただし、飯野文(2019)339 頁～340 頁によれば、RTA の紛争処理手続きの利用はごく少

係の規定を含む CPTPP を見ても、協力及び能力開発、開発、中小企業、規制の整合性の各章については、紛争解決章の適用除外となっている。また、透明性及び腐敗行為の防止章については、26・9 条（腐敗行為の防止に関する法令の適用及び失効）について紛争解決章の適用除外とするなど、紛争解決章の規定が修正して適用となっている。そして、労働、環境の 2 章については、労働協議、環境協議前置などの条件付きの紛争解決章の適用となっている。日 EU・EPA や RCEP では、CPTPP よりも新しい分野の規定が限定的であり、しかも、紛争解決章の適用も更に限定的となっている。また、SDGs に貢献する新しい分野の規律内容を見ても、法的拘束力を持たない形の規定、あるいは、協力などの実施を義務とする規定などが多くみられる。この場合、その規定の意義は、もちろん、規律が存在することを前提にお互いに今後協議して具体的な成果につながることもありうるし、あるいは、協力の義務も、それが適切に実施され、中長期的に有意義な成果を産む可能性はあるが、³⁰短期的には、政治的アピールとしての効果を越える意義は見出しにくい面もある。

10. FTA 等の規律設定による SDGs への今後の貢献

(1) FTA 等による更なる貢献の拡大

3 FTA の分析で見られる通り、現存の FTA の規律による SDGs への貢献は幅広いものとなっているが、今後も、既存 FTA の締約国の拡大、既存 FTA の規律内容の追加、そして、新規 FTA の締結などにより、FTA 全体としての SDGs への貢献が拡大していくことが考えられる。また、そういった議論が、WTO のマルチやプルの議論を活性化させるきっかけとなる可能性もある。

既存 FTA の締約国の拡大については、例えば、CPTPP を見ると、最終段階で脱退した米国の復帰が大きな課題であるし、新規加盟をしたイギリスに続き、中国を含め、多数の参加希望が出ており、それらの加盟により、SDGs 関係の貢献も増大することになる。

また、3FTA を見ても、お互いの規定振りを参考にしながら、更なる SDGs への貢献に向けた内容の改善の可能性も考えられる。SDGs 関係ではないが、³¹日 EU の間では、2023 年 10 月に、データ流通に関する規律に関する大筋合意がなされており、このような内容追加の議論が、SDGs に関連した分野でも進むことも考えられる。

既に多くの FTA が結ばれているものの、世界全体を見れば、お互いに FTA を結んでいない各国間で、FTA を結ぶ余地は相当に残っており、それが 3 FTA のように SDGs への貢献の要素を含んだ形で進められることも大いに考えられる。

数である。他方、RTA の紛争処理手続きの存在がルール違反への備えとなっているとも指摘をしている。

³⁰ 中川淳司(2020(1))9 頁～10 頁

³¹ 2023 年 10 月付外務省・経済産業省連名「日 EU・EPA 「データの自由な流通」交渉の大筋合意」による。

(2) 貿易自由化を含まない経済協定の拡大

最近では、既存の FTA に追加する協定を結ぶ動きとして、あるいは、国内における貿易自由化への懸念を踏まえた FTA の代替案として、貿易自由化を含まない経済協定を結ぶ動きが見られている。そして、最近結ばれた、そうした貿易自由化を含まない経済協定を見ると、SDGs に貢献する分野を含むものが多数含まれている。一つの分野がデジタル経済関係の協定であり、その代表である³²DEPA の内容を見ると、協定内容に、SDGs に貢献する要素がかなり含まれている。また、³³豪シンガポール環境協定、³⁴日米重要鉱物サプライチェーン協定、³⁵インド太平洋枠組み (IPEF) 下の 3 協定も、SDGs に貢献する要素を相当に含んだものであり、署名あるいは大筋合意の動きが進んでいる。こういった動きが更に今後広がる可能性も高いものと考えられる。なお、現在議論が進んでいる協定の内容を見ると、FTA における SDGs に貢献する規定と同様に、政策の方向性の合意、協力の推進、協議の

³²チリ、ニュージーランド、シンガポールの 3 国が締結した、デジタル経済パートナーシップ協定 (<https://www.mti.gov.sg/Trade/Digital-Economy-Agreements/The-Digital-Economy-Partnership-Agreement>) の略称である。内容を見ると、デジタル経済に関連した規定の中で、デジタル包摂性、中小企業協力、透明性、イノベーションなどの分野の規定、SDGs に関する一般例外規定などが含まれている。なお、この協定には、詳細な紛争解決の仕組みが規定されている。

³³ JETRO ビジネス短信「オーストラリア、シンガポールと世界初のグリーン経済協定に署名」2022 年 10 月 27 日によると、同協定は、2022 年 10 月 18 日に署名した、世界で初めてのグリーン分野の経済協定である。CPTPP、RCEP、そして二国間 FTA を有する両国による協定で、グリーン経済の達成を目指す両国の協力の枠組みを規定しており、拘束的な義務を全く含まず、課題があれば、両国の話し合いで解決を図るものとなっている。

³⁴ 経済産業省ニュースリリース「日米重要鉱物サプライチェーン強化協定の署名」2023 年 3 月 28 日によると、2023 年 3 月 28 日署名された協定で、正式名称は、「重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」である。内容的には、新しく拘束的な義務を設定するものではなく、認識共有、義務の確認、協力などの規定となっており、課題があれば、両国の話し合いで解決を図るものとなっている。協定内容として、環境や労働に関連した規定を多数含んでいる。

³⁵ 外務省ウェブサイトにある「サンフランシスコにおける繁栄のためのインド太平洋経済枠組み会合プレスステートメント」2023 年 11 月 16 日によると、同日、IPEF サプライチェーン協定を署名し、IPEF クリーン経済協定、IPEF 公正な経済協定を実質妥結している。なお、3 協定ともに SDGs に貢献する内容を有している。署名済みのサプライチェーン協定を見ると、協定実施への懸念は関係国間の協議で解決を図ることとなっているが、IPEF サプライチェーン理事会、IPEF 労働者権利諮問委員会、その下の小委員会など本協定の実施に関する、非常に細かいメカニズムが規定されている。

場の設置など、比較的ソフトな内容も多く含まれるように見受けられる。

(3) 法的拘束力の限定的な規定等に関する具体的な実践の進展

3 FTA における、法的拘束力の弱い規定、協力規定がどの程度、SDGs の進展に貢献するかは、3 FTA ともに、発効後間もないこと、また、公開情報が限定的であることから、評価が難しいのが現状である。今後、加盟国間での履行状況に関する対話やそれに基づく行動、SDGs に関連した委員会活動、協力活動等が前向きに進むことで、FTA の SDGs への貢献の度合いが高まっていくことが期待をされる場所である。

(参考文献)

1. SDGs 関係

- 蟹江憲史(2020)、『SDGs(持続可能な開発目標)』中公新書
浜名弘明(2017)、『持続可能な開発目標(SDGs)と開発資金』文眞堂
南博、稲葉雅紀(2020)、『SDGs 危機の時代の羅針盤』岩波新書
山形辰史(2023)、『入門開発経済学』中公新書
吉田綾(2022)、「地球規模課題に関するルールメイキング及び実施についての比較検討」『国際経済ルールの戦略的利用を学ぶ』文眞堂
Felix Dodds, Ambassador David Donoghue, Jimena Lena Roesch(2017), 『Negotiating the Sustainable Development Goals』Routledge
Macharia Kamau, Pamela Chasek, David O'Connor(2018), 『Transforming Multilateral Diplomacy: The Inside Story of the Sustainable Development Goals』Urxwngjh

2. FTA 関係

- 飯野文(2017)、「今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から」『尚学集志』第 86 巻第 4 号
飯野文(2019)、『WTO FTA CPTPP—国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ』弘文堂
石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹編(2015)、『メガ FTA 時代の新通商戦略』文眞堂
石川幸一・清水一史・助川成也編(2022)、『RCEP と東アジア』文眞堂
馬田恵一・浦田秀次郎・木村福成・渡邊頼純編(2019)、『揺らぐ世界経済秩序と日本』文眞堂
木村福成・西脇修編(2022)、『国際通商秩序の地殻変動 米中対立・WTO・地域統合と日本』勁草書房
経済産業省通商政策局編(2023)、『不公正貿易白書』2023 年版
小林友彦・飯野文・小寺智史・福永有夏(2020)、『WTO・FTA 法入門 [第 2 版]』法律文化社
中川淳司(2020a)、「広域 FTA の動向(1)」『貿易と関税 2020 年 7 月号』日本関税協会
中川淳司(2020b)、「広域 FTA の動向(2)」『貿易と関税 2020 年 8 月号』日本関税協会
中川淳司(2020c)、「広域 FTA の動向(4)」『貿易と関税 2020 年 10 月号』日本関税協会
中川淳司(2023)、「持続可能な開発目標(SDGs)と国際通商法：批判的考察」『国際経済法の現代的展開 清水章雄先生古稀記念』信山社
中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇(2019)、『国際経済法[第 3 版]』有斐閣
西脇修(2022)、『米中対立下における国際通商秩序』文眞堂
松下満雄・米谷三以(2015)、『国際経済法』東京大学出版会
Marie-Claire Cordonier Segger(2021), 『Crafting Trade and Investment Accords for Sustainable Development』